

第3章 生涯学習環境の整備・社会教育の充実

- 社会教育行政の方針と施策
- 公民館の運営方針
- 図書館の運営方針
- 平成28年度事業の取組
 - 1 生涯学習課
(生涯学習・社会教育分野)
 - 2 文化国際室
(芸術文化分野)
 - 3 社会教育機関

※本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、「盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成23年条例第48号）」を制定し、平成24年度から、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとしている。

（1）スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

（2）文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

平成28年度社会教育行政の方針と施策

【基本方針】

誰もが楽しみや生きがいを持ち、豊かに暮らすことができるように、いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築を図る。

- 1 市民一人一人が、生涯にわたり生きがいを持って充実した生活を営み、学んだ成果を社会に還元することができるように、社会的な課題と市民ニーズを把握した学習機会の拡充を図るとともに、生涯学習に関する相談に的確に対応する。
- 2 社会教育施設の利便性・安全性の確保のため、社会教育施設の計画的な整備を行い、良好な学習環境を提供する。

平成28年度は「盛岡市教育振興基本計画」に挙げている施策のうち、以下の事業について重点的に取り組む。

I 社会教育の充実

1 学習機会の充実

- ・中学生うるま市交流事業の実施
- ・成人のつどいの開催
- ・大学開放講座推進

2 社会教育関係団体の活性化

- ・社会教育関係団体の指導・育成と補助金の交付
- ・私たちの作品展・盛岡市民音楽祭の共催

3 学校・家庭・地域の連携

- ・放課後子ども教室推進事業
- ・子ども会活動支援事業の実施
- ・少年指導員制度の運用

4 家庭教育支援の充実

- ・家庭教育情報通信の発行
- ・家庭教育研修の実施
- ・子どもの読書推進のための研修の実施

5 学習指導者の育成と社会教育関係職員の資質向上

- ・社会教育関係職員研修の実施

Ⅱ 社会教育施設の整備・充実

1 社会教育施設の整備

- ① 社会教育施設の計画的な整備や施設建設
 - ・（仮称）見前南地区公民館の建設
 - ・ 藪川地区公民館の移転整備
 - ・ 市立図書館の整備方針の検討
- ② 安全性を重視した施設の点検整備及び老朽化に対応した修繕の実施
 - ・ 区界高原少年自然の家の整備方針検討

2 社会教育施設の充実

- ① 公民館事業の充実
 - ・ 現代社会の課題に対応する事業の実施
 - ・ 地域社会の課題に対応する事業の実施
 - ・ 市民ニーズに対応する事業の実施
 - ・ 市民協働に対応する事業の実施
- ② 図書館事業の充実
 - ・ 読書や学習活動及び調査研究を支える図書資料の収集整備
 - ・ 図書システムネットワークを活用した相互貸出等による図書の有効活用の推進
- ③ 区界高原少年自然の家事業の充実
- ④ 子ども科学館事業の充実

Ⅲ 教育振興運動の推進

1 中学生の社会参加活動の促進

- ・ リーダー研修会の実施
- ・ 実践発表集会の実施

Ⅳ 芸術文化活動の推進と奨励について

1 芸術文化活動の推進と奨励

- ① 第45回盛岡芸術祭
- ② 第42回盛岡彫刻シンポジウム

2 芸術文化団体の育成・支援

- ① 盛岡芸術協会との連携
- ② 各種団体が行う事業の共催，後援等

3 美術品の管理と活用

- ① 市コレクション展の開催
- ② 美術品の管理と活用（インターネット美術館の運用）
- ③ 橋本コレクション(絵画)の中長期的な修復計画の策定

4 文化会館等の管理運営

- ① (公財)盛岡市文化振興事業団に対する支援・連携の強化
- ② 中長期修繕計画の段階的实施

平成28年度盛岡市公民館の運営方針

【全公民館共通】

1 基本方針

(1) 基本的な考え方

全ての公民館は、盛岡市教育振興基本計画に掲げる、「誰もが楽しみや生きがいを持ち、豊かに暮らすことができるように、いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築」を図るために、現代社会及び地域社会の課題や市民の学習ニーズに対応した生涯学習推進事業を展開する。

(2) 各公民館の役割

「中央公民館」においては、生涯学習推進のためのセンター的機能の充実を図り、効果的な学習情報の収集と提供に努めるほか、ボランティア等人材育成を推進するとともに、各種講座を実施する。

「区公民館」においては、市民ニーズや地域と館の特性を踏まえながら、市民のライフステージ並びに現代社会及び地域社会の課題に対応した事業を展開する。

「地区公民館」及び「分館」においては、地域社会の課題や地域住民のニーズに対応した事業を

(3) 公民館活動の重点的な考え方

課題から学び、学びから行動し、行動から学びへと循環させる「学びの循環活動」を推進する。

盛岡市市民協働推進指針に基づき市民協働のまちづくりを基本とし、地域住民やNPO等の市民団体と公民館が協働して事業を展開するとともに、市民協働に関する相談や支援を行う。

東日本大震災の記憶を風化させない取り組みを進めるとともに、生涯学習活動を通じた被災者の支援を行う。また、震災や風水害の教訓を生かして、市民の防災意識の向上のための事業に取り組

(4) 関係機関等との連携強化

市民の学習ニーズの多様性に対応するため、地区活動センター等公民館以外の施設や大学等の高等教育機関等との連携を深める。

(5) 効果的な情報発信への取組

公民館の事業や講座等を市民に周知するため、市の広報やホームページ、チラシのほか、ソーシャルメディアやマスコミ等を活用し、効果的な情報の発信に努める。

2 重点施策

(1) 現代社会の課題に対応する事業展開

少子高齢・人口減少社会への対応や男女共同参画社会の実現や、地球規模の環境問題等現代社会の課題に対応する事業の展開に努める。

(2) 地域社会の課題に対応する事業展開

学校と地域との協働、地域の関連施設との連携等、コミュニティの活動を支援する事業を展開するとともに、地域情報の提供に努める。

(3) 市民ニーズに対応する事業展開

市民の学習ニーズに対応する事業を展開するとともに、新たなニーズの掘り起こしも積極的に行う。

(4) 市民協働に対応する事業展開

市民との協働による取組を一層推進するため、「盛岡市町内会・自治会協働推進計画」に基づき、町内会・自治会活動や市民協働に関する相談・支援体制を構築するとともに、全公民館において、地域との連携による事業を行う。

(5) 盛岡市の重点的な取り組みに対応する事業展開

子育て応援や、地域資源を生かした観光資源の掘り起こし、ボランティアや市民協働によるいわて国体の成功、先人教育の推進等盛岡市や盛岡市教育委員会の重点的な取組に対応する事業の展開や情報の周知に努める。

(6) 特色ある事業の創出と効果的な事業運営

各公民館が設置された地域や施設等の特色を生かした事業の創出に努めるほか、講座以外の事業へのアプローチや利用者の偏り等公民館に共通する課題に対応した効果的な事業運営に努める。

(7) 東日本大震災の復興支援等に対応する事業展開

震災を風化させないような事業に取り組むとともに、被災地との交流事業を推進する。また、盛岡市民の防災意識の向上や災害時に機能するコミュニティづくりに資する事業に取り組む。

平成28年度盛岡市図書館の運営方針

【全図書館共通】

1 盛岡市教育振興基本計画及び社会教育行政の方針に基づき、生涯学習を推進する中核施設として、市民の教養の向上を図り、読書や学習活動及び調査研究を支える図書資料を収集整備するとともに、資料の紹介活用を図る。

2 市立図書館、都南図書館及び渋民図書館との図書システムネットワークを活用した相互貸出を行い、図書の有効活用を図るとともに、3館を拠点とした移動図書館車の活用、地区活動センター図書室との連携によりサービスポイントの充実に努める。